

高 知 県 公 衆 浴 場 入 浴 料 金 審 議 会

次第

- 1 開会
- 2 薬務衛生課長 挨拶
- 3 高知県公衆浴場入浴料金審議会長及び副会長の選任
- 4 議事
高知県公衆浴場入浴料金の価格に関する審議
- 5 閉会

令和8年9月4日（金）

高知県保健衛生総合庁舎 1階 大会議室

高知県健康政策部薬務衛生課

高知県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

氏 名	所 属・役 職 名	委員区分	任 期
宇都宮 千穂	高知県公立大学法人高知県立大学 地域共生学研究機構 教授	学識経験者	R6.11.1～ R8.10.31
岡田 忠明	高知県中小企業団体中央会 理事兼事務局長	〃	R8.7.8～ R8.10.31
松村 晃充	高知県町村会 常務理事兼事務局長	〃	R8.7.8～ R8.10.31
平野 貴久	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長	〃	R6.11.1～ R8.10.31
中澤 佐紀子	高知県商工会議所女性会 会長	〃	R8.7.8～ R8.10.31
長瀬 美和	高知県連合婦人会 副会長	消費者代表	R6.11.1～ R8.10.31
市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会 事務局長	〃	R6.11.1～ R8.10.31
前田 梓	高知県生活協同組合連合会 事務局員	〃	R6.11.1～ R8.10.31
長山 義正	高知県公衆浴場業同業組合 代表者	業界代表	R6.11.1～ R8.10.31



令和 8 年 5 月 26 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公衆浴場同業組合
代表者 長山 義正

公衆浴場入浴料金統制額改定要望書

私ども 7 軒の公衆浴場（令和 8 年 4 月 1 日現在）は、令和 5 年 10 月 1 日より、
現行の入浴料金で営業してまいりました。しかし、近年は利用者の減少に加え、
物価高騰や施設の老朽化に伴う修繕等により経営状況が悪化しており、公衆浴
場の存続が厳しい状況にあります。その結果、廃業・休業する公衆浴場も出てま
いりました。

公衆浴場は地域住民の憩いの場で、健康増進と福祉・衛生面において重要な役
割を担っていることから、利用者の負担軽減のため燃料等諸費用の高騰の中
でも経営努力により対応してきたところです。

県、市の行政からの暖かい支援に対しまして、公衆浴場業界として感謝してお
り、私たち公衆浴場業者も社会的使命を認識し、浴場存続のため頑張っ
てまいりたいと思っております。そのためにも、業界にとって唯一の収入源である入浴料
金の統制額を適正料金に改定していただきますよう、お願い申し上げます。



8 高薬衛第 701 号

高知県公衆浴場入浴料金審議会長 様

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定により指定した高知県における現行入浴料金の統制額の改定の要否及びその必要がある場合における改定額について、貴審議会に諮問します。

令和 8 年 9 月 4 日

高知県知事 濱田 省司



4 高知県における入浴料金改定の推移

改定年月日	入 浴 料 金 (円)			備 考
	大 人	中 人	小 人	
H元.2.1	250	120	60	料金改定(大人、中人)、洗髪料廃止
H6.4.1	280	120	60	料金改定(大人)
H9.4.1	300	120	60	料金改定(大人)
H13.4.1	330	130	60	料金改定(大人・中人)
H20.7.15	360	150	60	料金改定(大人・中人)
H26.12.1	400	150	60	料金改定(大人)
R5.10.1	450	150	60	料金改定(大人)

5 入浴料金の現況(都道府県別)

地方	都道府県	現 行				改定前				組合 の 有無	順 位
		入浴料金（円）			改定年月日	入浴料金（円）			改定年月日		
		大人	中人	小人		大人	中人	小人			
北海道・東北	北海道	500	150	80	R6.10.1	490	150	80	R5.10.1	○	18
	青森県	530	200	100	R8.6.1	480	170	80	R5.4.10	○	13
	岩手県	480	170	80	R2.4.1	430	150	70	H27.1.1		30
	宮城県	500	180	100	R7.12.1	480	160	90	R5.1.1		18
	秋田県	460	130	90	H31.1.1				-		35
	山形県	300	120	80	H7.4.1				-		47
	福島県	500	150	90	R8.4.1	450	150	90	H30.4.1	○	18
関東・甲信越	茨城県	350	130	70	H10.3.1				-		46
	栃木県	460	200	100	R5.2.15	420	180	90	H26.7.15	○	35
	群馬県	450	200	100	R5.8.1	400	180	80	H26.9.1	○	38
	埼玉県	550	200	100	R8.4.1	500	200	70	R6.4.1	○	5
	千葉県	550	200	100	R8.1.9	500	170	70	R5.12.1	○	5
	東京都	600	200	100	R8.8.1	550	200	100	R6.8.1	○	1
	神奈川県	570	250	150	R8.3.1	550	220	100	R7.3.1	○	3
	新潟県	480	150	70	R5.1.1	440	150	70	R2.4.1	○	30
	山梨県	470	170	70	R7.4.1	430	170	70	R1.12.1	○	34
	長野県	500	170	80	R6.4.1	440	150	70	R5.4.1	○	18
北陸・東海	富山県	500	180	100	R7.3.1	470	150	70	R5.4.1	○	18
	石川県	500	150	70	R7.5.1	490	130	50	R5.4.1	○	18
	福井県	530	170	80	R8.1.1	490	160	70	R6.1.1	○	13
	岐阜県	530	180	100	R8.4.1	500	180	100	R5.4.1	○	13
	静岡県	520	200	100	R8.1.1	490	200	100	R5.10.1	○	17
	愛知県	550	200	100	R8.2.27	530	180	100	R7.4.1	○	5
	三重県	500	200	100	R8.1.10	470	150	70	R5.4.1	○	18
関西	滋賀県	550	200	100	R8.10.1	490	150	100	R5.5.1	○	5
	京都府	550	200	100	R7.4.1	510	160	60	R6.10.1	○	5
	大阪府	600	200	100	R7.4.1	520	200	100	R5.8.28	○	1
	兵庫県	570	200	100	R8.1.1	490	180	80	R5.2.1	○	3
	奈良県	530	200	100	R7.12.1	480	200	100	R5.10.1	○	13
	和歌山県	490	170	100	R6.4.1	440	150	80	R1.10.1	○	29
中国・四国	鳥取県	550	200	100	R7.5.1	450	150	80	R3.4.1	○	5
	島根県	430	160	90	R5.5.1	350	130	70	H17.9.6		43
	岡山県	480	200	100	R7.8.1	450	200	100	R4.12.1	○	30
	広島県	500	200	100	R7.8.1	480	200	100	R4.11.1	○	18
	山口県	480	170	90	R7.3.1	450	160	80	R4.5.1	○	30
	徳島県	450	150	70	R5.1.1	400	150	70	H26.12.1	○	38
	香川県	500	200	100	R8.10.1	450	150	60	R5.10.1	○	18
	愛媛県	500	200	100	R8.4.1	450	150	60	R5.4.1	○	18
九州	高知県	450	150	60	R5.10.1	400	150	60	H26.12.1		38
	福岡県	550	200	100	R7.4.1	480	200	100	R5.4.1	○	5
	佐賀県	450	150	100	R6.3.1	280	130	80	H8.2.15		38
	長崎県	400	150	80	R5.4.1	350	150	80	H19.3.15	○	45
	熊本県	550	200	80	R8.2.16	450	150	80	R4.11.1	○	5
	大分県	430	160	80	R4.12.27	380	150	70	H19.1.12	○	43
	宮崎県	450	160	90	R8.1.20	350	130	60	H20.2.1	○	38
	鹿児島県	460	150	80	R5.12.25	420	150	80	R1.10.1	○	35
	沖縄県	500	200	100	R8.3.25	370	170	100	H18.2.11	○	18

■R5～改定

	大人	中人	小人
最高値	600	250	150
中央値	500	200	100
最頻値	500	200	100
最低値	400	150	60

■全都道府県

	大人	中人	小人
最高値	600	250	150
中央値	500	180	100
最頻値	500	200	100
最低値	300	120	60

■上位 5

	大人	中人	小人
1 東京都	600	200	100
1 大阪府	600	200	100
2 神奈川県	570	250	150
2 兵庫県	570	200	100
3 埼玉県	550	200	100
3 千葉県	550	200	100
3 愛知県	550	200	100
3 京都府、鳥取県、熊本県、滋賀県			

■下位 5

	大人	中人	小人
43 島根県	430	160	90
44 大分県	430	160	80
45 長崎県	400	150	80
46 茨城県	350	130	70
47 山形県	300	120	80

【4 ページ解説】

高知県における入浴料金改定の推移

○平成元年以降の入浴料金の推移について掲載。

○現行の入浴料金は大人（だいにん）450 円、中人（ちゅうにん）150 円、小人（しょうにん）60 円で、令和 5 年 10 月 1 日に改定された。

（参考）

大人・・・12 歳以上の者

中人・・・6 歳以上 12 歳未満の者

小人・・・6 歳未満の者

一般公衆浴場入浴料金統制額（全国一覧）

○全国の公衆浴場入浴料金一覧表を掲載。

○最高金額は東京都及び大阪府の、大人 600 円、中人 200 円、小人 100 円。

○高知県の入浴料金は 47 都道府県中 38 位と、比較的低廉な水準にある。

○令和 8 年 4 月 1 日に愛媛県が料金改定を行い、大人 500 円、中人 200 円、小人 100 円となり、四国内で最も高額となった。（香川県においても、令和 8 年 10 月 1 日に大人 500 円、中人 200 円、小人 100 円へ改定施行する見込み。）

（参考）

○令和 5 年 4 月 1 日以降に入浴料金を改定した都道府県は以下の 8 県を除く 39 県。

岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、新潟県、徳島県、大分県

○令和 5 年 4 月 1 日以降に入浴料金を改定した都道府県において、最も多く採用されている料金（最頻値）は、大人 500 円、中人 200 円、小人 100 円となっている。

○明確な規定はないが、四国 4 県はこれまで入浴料金が同額となるよう足並みを揃えてきた経過がある。

○入浴料金の値上げ幅は自治体によって大きく異なる。佐賀県は一度に 170 円、沖縄県は 130 円、鳥取県・熊本県・宮崎県が 100 円値上げしているのに対し、北海道・石川県は 10 円しか値上げを行っていない。最も多い値上げ幅は 50 円で、15 県から採用されている。

○滋賀県は令和 8 年 10 月 1 日に大人 550 円、中人 200 円、小人 100 円へ改定施行する見込み。

6 高知県における公衆浴場の現況と推移

(1)市町村別施設状況（R8.8.1 現在）

保健所名	市町村名	令和8年度				令和7年度以前の一般公衆浴場施設数の変遷											
		一般公衆浴場				一般公衆浴場施設数（各年度末時点）											
		私営		公営		7年度	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	平成26年度
		許可 施設数	うち休止 施設数	許可 施設数	休止 施設数												
高知市保健所	高知市	5	3			5	5	5	5	7	7	7	7	7	7	7	7
幡多保健所	宿毛市																
	土佐清水市	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	四万十市	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大月町																
	三原村																
	黒潮町																
須崎保健所	須崎市																
	中土佐町																
	津野町																
	梶原町																
	四万十町																
中央西保健所	土佐市																
	いの町																
	仁淀川町																
	佐川町																
	越知町																
	日高村																
中央東保健所	南国市																
	香美市																
	香南市																
	大豊町																
	本山町																
	土佐町																
	大川村																
安芸保健所	室戸市																
	安芸市																
	東洋町																
	奈半利町																
	田野町																
	安田町																
	北川村																
	馬路村																
	芸西村																
合計数		7	3	0	0	7	7	7	7	9	9	9	9	9	9	9	9

※休止施設数は許可施設数の内数

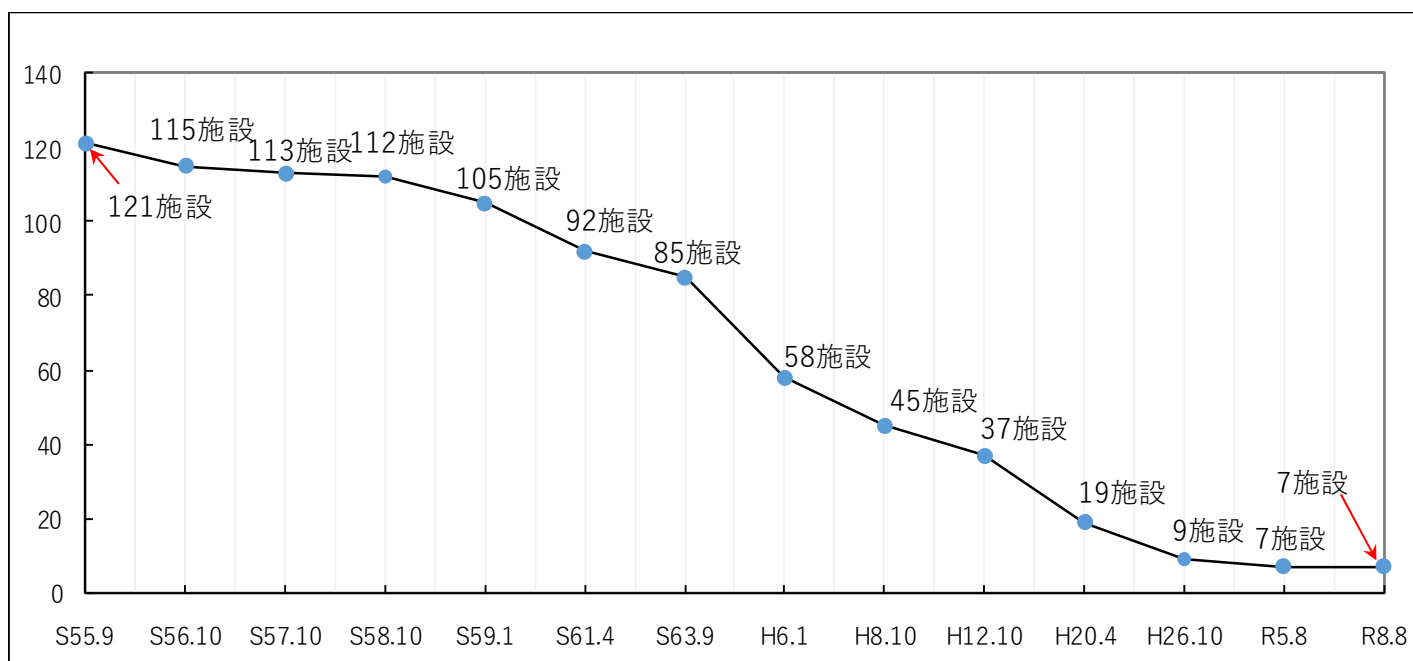
【6 ページ解説】

高知県における公衆浴場の現況と推移

○前回審議会が開催された令和5年と比較して、高知県における一般公衆浴場の総数は変わっていない。ただし、令和5年度における高知市内の休止施設数は全5施設中1施設であったのに対し、令和8年度には同数中3施設に増加している。

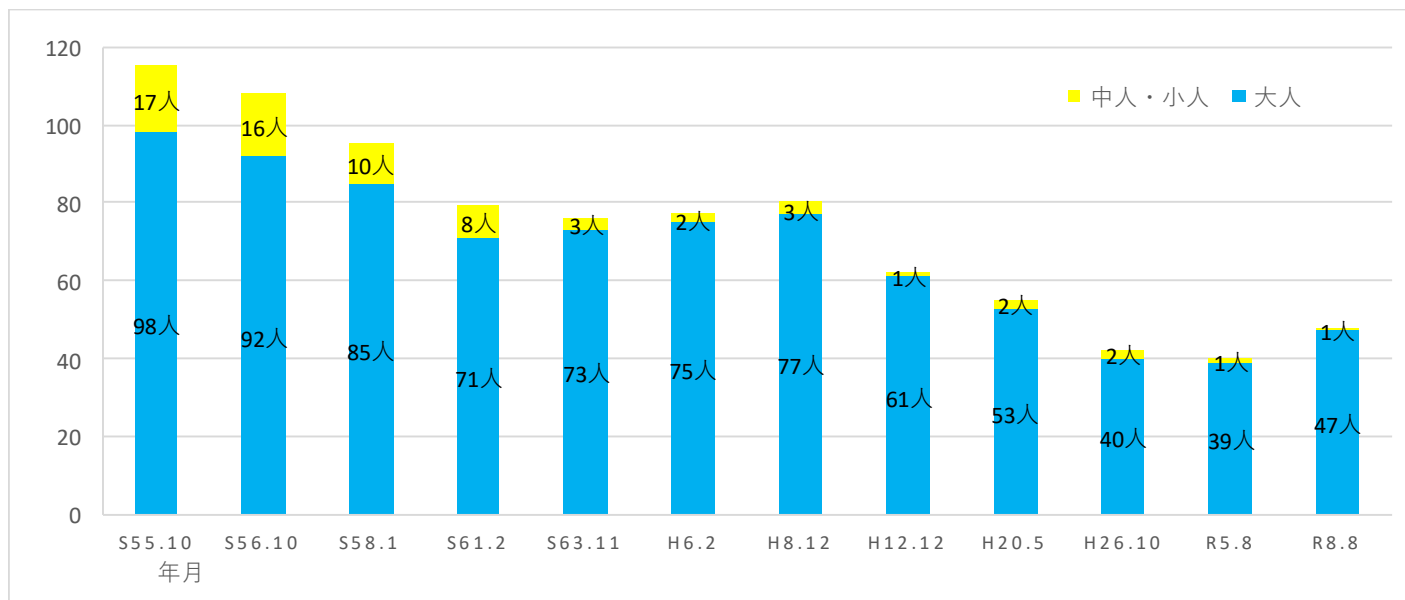
(2)施設数及び利用者数の推移

1 施設数（昭和 55 年～令和 8 年）



※令和 8 年 8 月時点において、高知市内の 3 施設が休業中となっているため、営業中の一般公衆浴場は 4 施設。

2 利用者数(1 浴場 1 日当たり：昭和 55 年～令和 8 年)



【8 ページ解説】

施設数及び利用者数の推移

- 一般公衆浴場の数は年々減少しており、昭和 55 年の 121 施設から令和 8 年には 7 施設にまで減少している。
- 自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用した他の事業への転換などにより、公衆浴場は年々減っており、浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている（総務省「平成 20 年住宅統計調査」によると、住宅の浴室保有率は 95.5 %）
- 利用者数は全体として減少傾向にあるものの、令和 5 年 8 月と令和 8 年 8 月を比較した場合に限り、大人の利用者数（1 浴場 1 日当たり）が若干増加している。

7 公衆浴場実態調査

1 調査の目的

県内の一般公衆浴場の経営状態を把握し、適正な入浴料金統制額の指定を行うための基礎資料とする。

2 調査内容

(1) 基礎調査

公衆浴場の経営形態等の一般事項について調査する。

(2) 経営実態調査

令和7年1月1日から12月31日までの1年間（法人にあっては直近の決算期）における収支及び支出の実態を調査し、収入や費用等を算出。

(3) 入浴者数実測調査

令和8年7月1日から令和8年7月31日までの連続する4営業日の間において、営業開始時間から営業終了時間までの入浴者数を大人、中人、小人別に調査する。

3 調査対象施設

県内全ての私営一般公衆浴場を対象とする。ただし、休業施設は除く。

4 調査方法

・基礎調査及び入浴者数実態調査

公衆浴場経営者の記入による調査。

・経営実態調査

公衆浴場経営者が調査票に記入。保健所の職員は、記入された内容の確認のため、必要に応じて経営者に対する聞き取りや会計帳簿等資料の確認調査を行う。

ただし、高知市保健所管内の施設については、薬務衛生課の職員が確認調査を行う。

【10 ページ解説】

公衆浴場実態調査

○現在営業している一般公衆浴場4施設（高知市2施設、高知市以外2施設）を対象に調査。

○対象となった4施設全てから回答を得た。

5 調査結果

(非開示)

8 利用者アンケート

1 アンケートの目的

県内の一般公衆浴場の利用者に対しアンケート調査を行い、適正な入浴料金統制額の指定を行うための基礎資料とする。

2 アンケート内容

以下の8項目

- ・年齢、性別
- ・何人住まいか
- ・自宅に風呂があるか否か
- ・週に何回公衆浴場を利用するか
- ・公衆浴場への交通手段及び所要時間
- ・当該公衆浴場以外に利用している公衆浴場の有無
- ・公衆浴場を利用する理由
- ・継続して利用しようと思える入浴料金

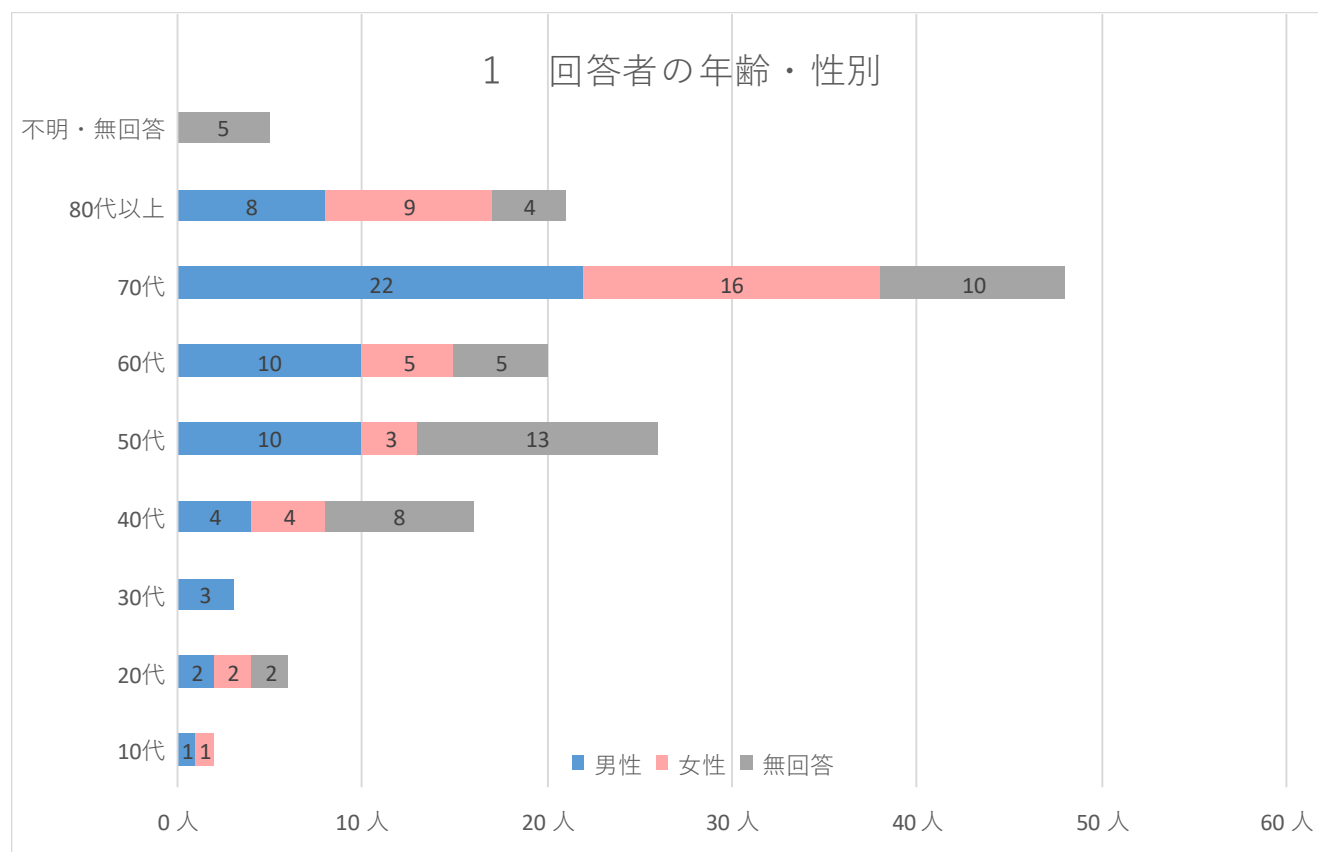
3 アンケート配布対象施設

県内全ての私営一般公衆浴場を対象とする。ただし、休業施設は除く。

4 アンケート実施方法

令和8年7月1日から令和8年7月31日までの間、公衆浴場にアンケート用紙を設置し、利用者に記入を依頼。

5 アンケート集計結果



【16 ページ解説】

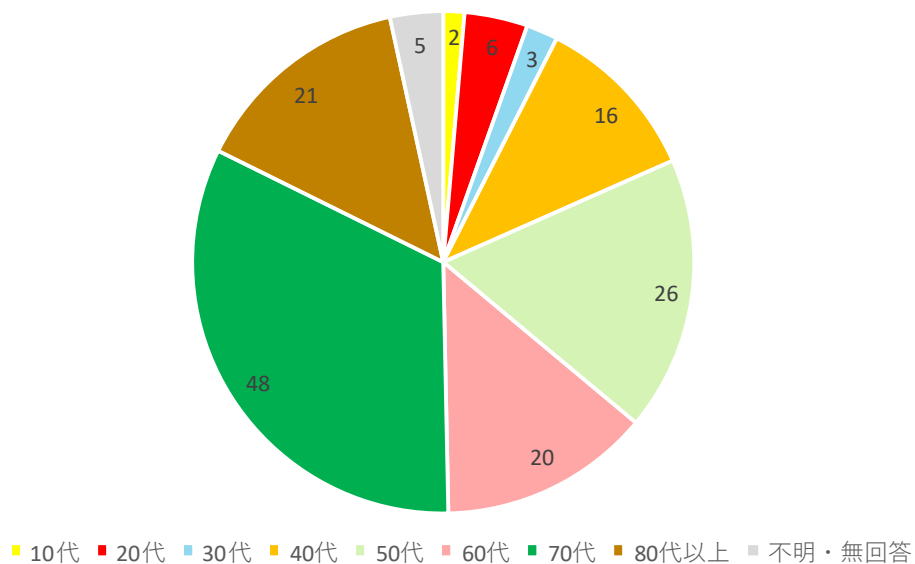
利用者アンケート

- 現在営業している一般公衆浴場 4 施設（高知市 2 施設、高知市以外 2 施設）にアンケート用紙を配布し、利用者に任意で協力を求めた結果、合計 147 名から回答を得た
- 利用者のニーズ等を正確に把握するため、1 人 1 回の回答とした。
- 回答者の 60.5% が 60 歳以上で、全体の男女比は 6 : 4 となった。

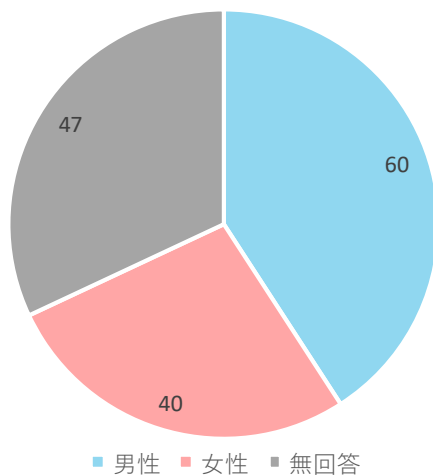
（参考）

- 一部の設問に対し無回答とした回答者が複数存在した。

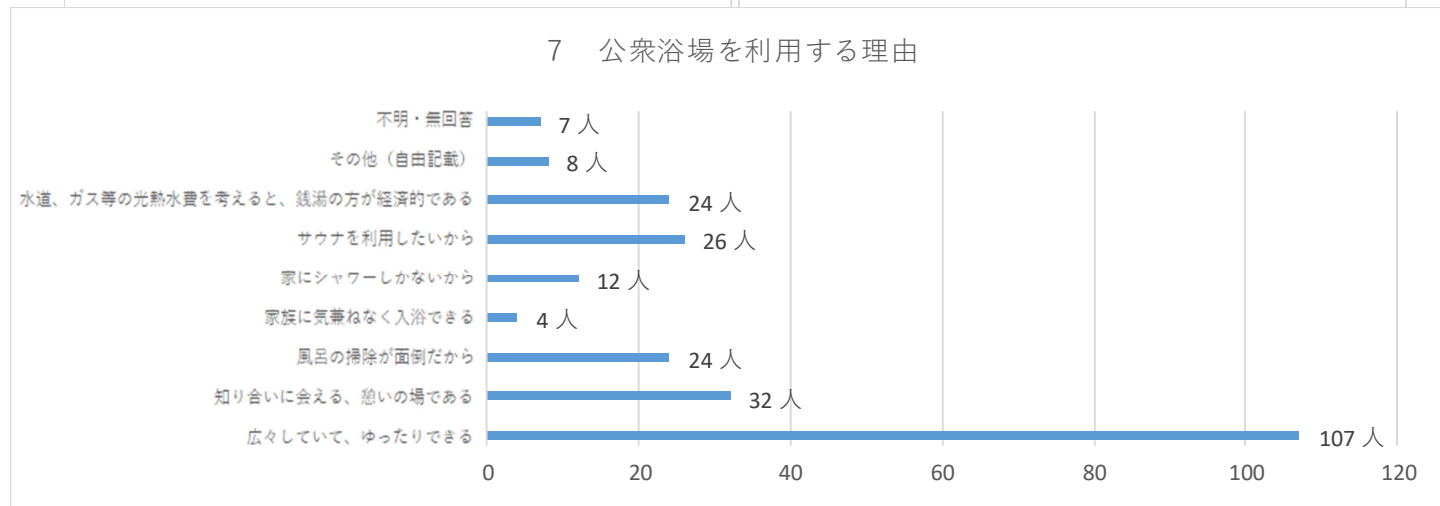
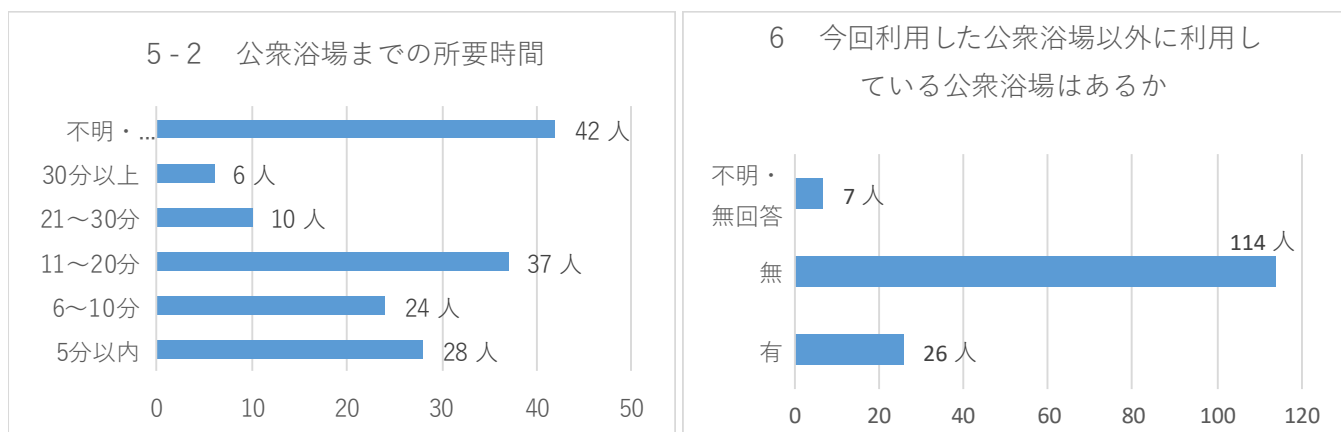
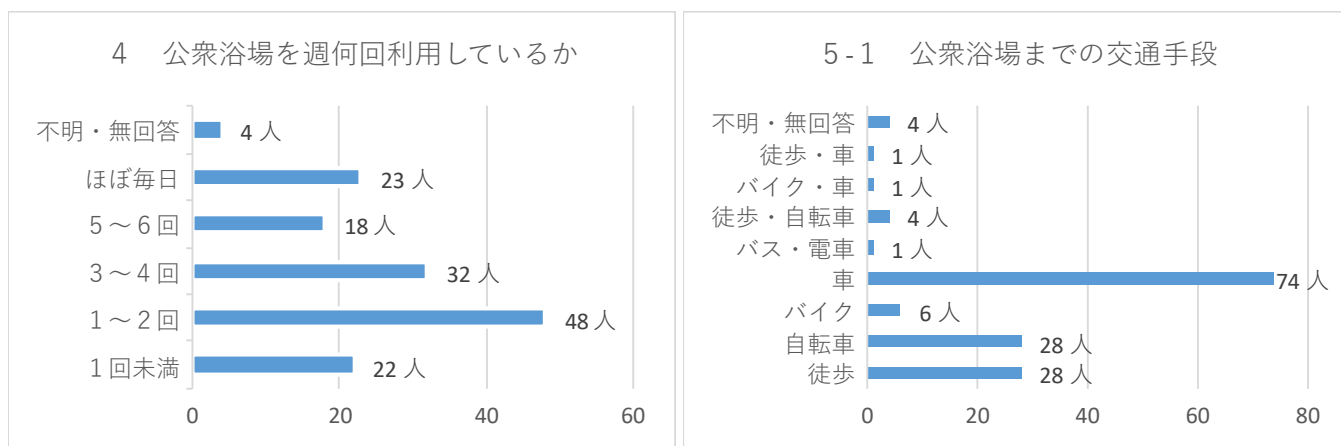
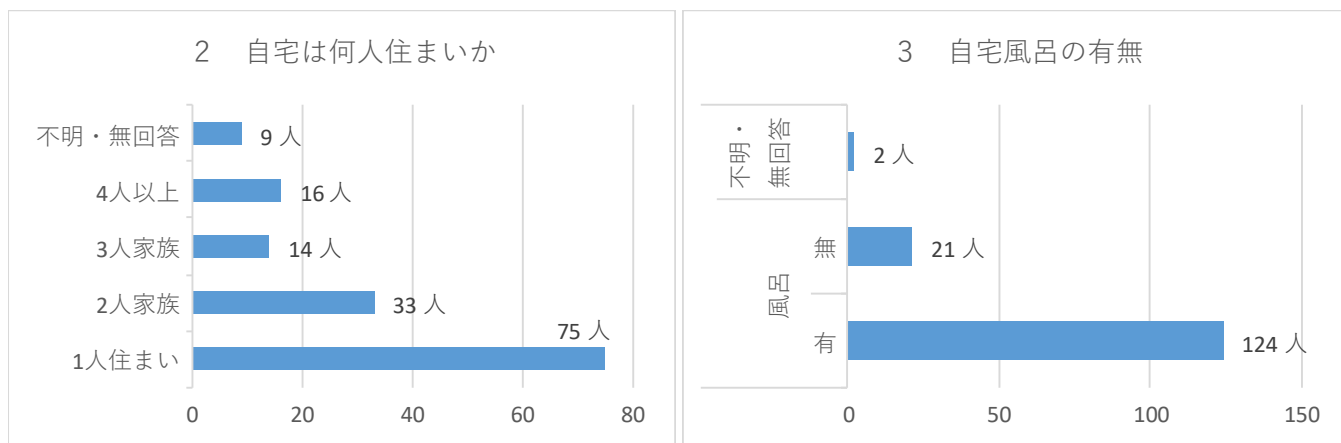
（参考）回答者の年齢



（参考）回答者の性別



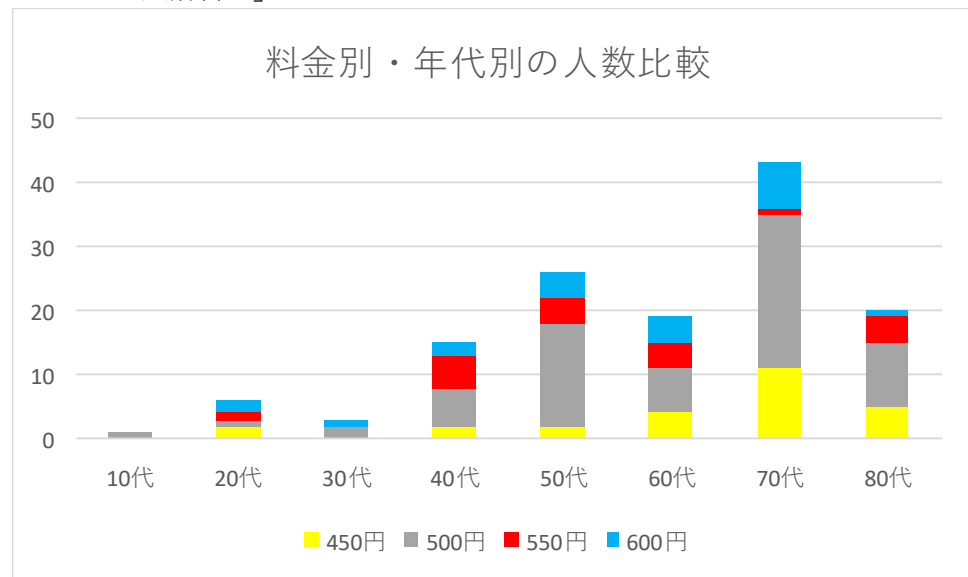
5 アンケート集計結果



5 アンケート集計結果

「8 継続して利用しようと思える入浴料金」

	合計
450円	26
500円	69
550円	19
600円	21
その他	8
無回答	4
合計	143



【18～19 ページ解説】

アンケート集計結果

(参考)

○「7 公衆浴場を利用する理由」の「その他（自由記載）」の内容

- ・ 休息
- ・ 高齢の母が家にお風呂がないため連れてきている
- ・ 健康のため
- ・ 家風呂の追い焚きができないから
- ・ 気持ちが良い
- ・ 風呂が壊れているから
- ・ 子供との楽しい時間を過ごすため
- ・ 海から近くて来やすい

○「8 継続して利用しようと思える最高額の入浴料金」中「その他」の内訳

- ・ 590 円
- ・ 520 円（3 名）
- ・ 510 円（2 名）
- ・ 495 円
- ・ 460 円

9 公衆浴場入浴料金改定案について

(1) 1 浴場あたりの 1 日の給与を算出

$$\frac{1 \text{ 浴場あたりの 1 日の収入 (中央値)} - 1 \text{ 浴場あたりの 1 日の支出 (中央値)}}{1 \text{ 浴場あたりの 1 日の収支}}$$

(計算)

$$24,464 \text{ (円/日)} - 19,702 \text{ (円/日)} = 4,762 \text{ 円} \quad \cdots \textcircled{1}$$

(2) 高知県の平均給与月額 ※ 1

$$211,937 \text{ (円/月)} \quad \cdots \textcircled{2}$$

$$10,492 \text{ (円/日)} \quad \cdots \textcircled{3} \text{ (日給に換算するため、}\textcircled{2}\text{を 20.2 で除した金額)}$$

(3) 支給されるべき額と実状との差額

$$\triangle 5,730 \text{ (円/日)} \quad \cdots \textcircled{4} \text{ (}\textcircled{1}\text{-}\textcircled{3}\text{)}$$

上記の計算結果から、高知県の平均給与日額と高知県内の一般公衆浴場営業者の給与日額には 5,730 円の乖離が認められ、経営状況は極めて厳しいものと判断される。

【20 ページ解説】

公衆浴場入浴料金改定案について

※ 1 【平均給与月額】

本数値は「毎月勤労統計調査特別調査」(※ 2) にて発表されている、「きまって支給する現金給与額」を使用。この数値は、労働契約、労働協約、就業規則等であらかじめ定められた支給条件や算定方法に基づき、毎月現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む)を指す。調査対象は 7 月分の給与であり、所得税や各種社会保険料などを差し引く前の金額である。今回はそのうち事業所規模 1 ～ 4 人の施設の結果を掲載。月収と称されることもある。

※ 2 【毎月勤労統計調査特別調査】

厚生労働省が、年に 1 回、常用労働者が 1 人以上 4 人以下の事業所(「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)」を含む)を対象に、賃金、労働時間及び雇用の実態を把握するために実施している調査。

(参考)

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

2025（令和7）年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	215,585	6.8	19.3	31.4
北 海 道	233,763	6.9	20.2	28.0
青 森 県	205,225	7.0	20.7	26.9
岩 手 県	205,242	7.0	20.2	29.3
宮 城 県	229,271	7.0	19.6	26.0
秋 田 県	202,867	6.9	20.6	26.3
山 形 県	205,118	6.9	20.6	26.7
福 島 県	220,231	7.1	20.5	25.1
茨 城 県	203,859	6.8	19.0	34.8
栃 木 県	214,567	6.8	20.0	31.9
群 馬 県	205,500	6.7	19.6	35.3
埼 玉 県	227,791	6.9	19.4	30.4
千 葉 県	213,680	6.8	18.6	32.5
東 京 都	237,813	6.9	18.1	29.8
神 奈 川 県	221,360	6.7	18.1	33.1
新 潟 県	201,391	6.8	19.5	31.2
富 山 県	218,964	6.9	19.9	29.1
石 川 県	208,995	6.8	19.4	31.0
福 井 県	237,631	7.2	20.4	23.5
山 梨 県	209,214	6.8	18.8	33.5
長 野 県	210,721	6.8	19.2	32.2
岐 阜 県	218,166	6.7	19.4	33.8
静 岡 県	217,435	6.7	19.1	35.1
愛 知 県	234,237	6.8	18.9	33.1
三 重 県	210,643	6.8	18.6	33.0
滋 賀 県	205,831	6.8	18.4	33.3
京 都 府	211,770	6.8	18.7	33.1
大 阪 府	221,545	6.7	18.5	34.4
兵 庫 県	199,318	6.7	18.5	37.1
奈 良 県	187,954	6.6	18.0	38.5
和 歌 山 県	185,411	6.4	18.7	39.4
鳥 取 県	211,013	7.0	19.6	28.4
島 根 県	200,058	6.9	19.6	29.6
岡 山 県	219,806	7.1	19.6	26.1
広 島 県	218,837	6.9	19.7	30.5
山 口 県	206,827	6.8	19.5	32.2
徳 島 県	202,321	6.8	20.2	30.5
香 川 県	220,278	6.8	19.5	33.1
愛 媛 県	212,079	6.9	20.1	27.7
高 知 県	211,937	7.0	20.2	27.5
福 岡 県	210,622	6.8	19.6	31.2
佐 賀 県	220,895	7.1	20.5	25.1
長 崎 県	195,656	6.8	20.2	31.5
熊 本 県	204,127	6.8	19.4	31.7
大 分 県	196,762	6.9	19.6	27.8
宮 崎 県	192,011	6.9	20.4	31.0
鹿 児 島 県	192,302	6.8	19.4	30.8
沖 縄 県	187,282	6.7	19.9	34.5

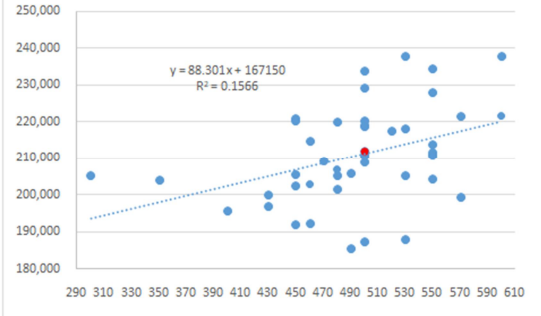
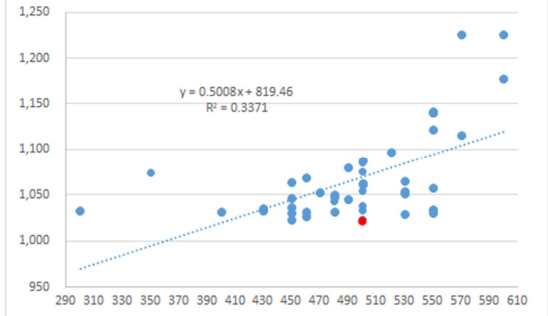
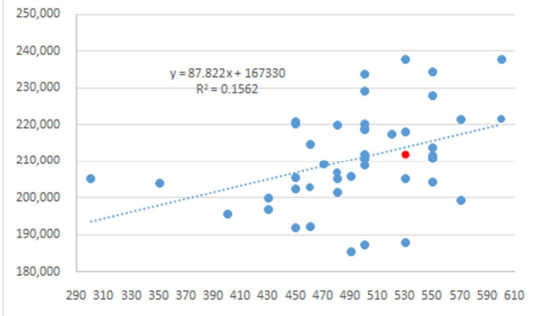
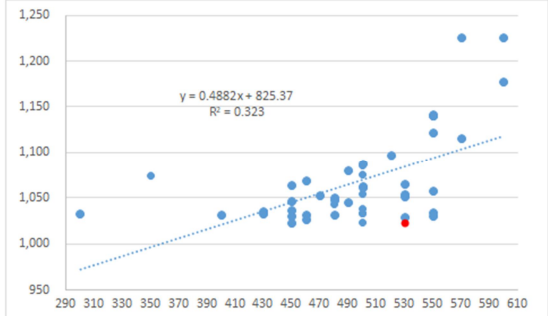
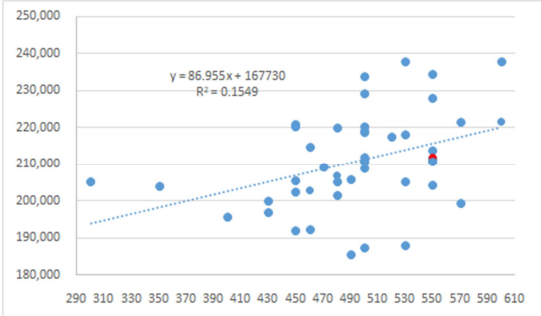
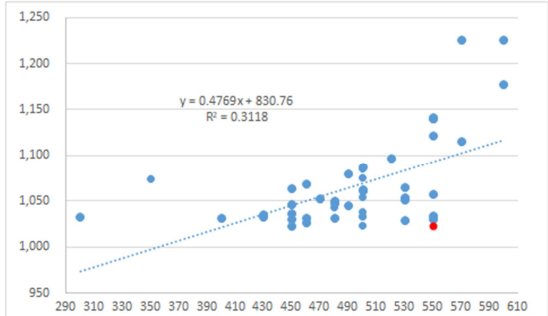
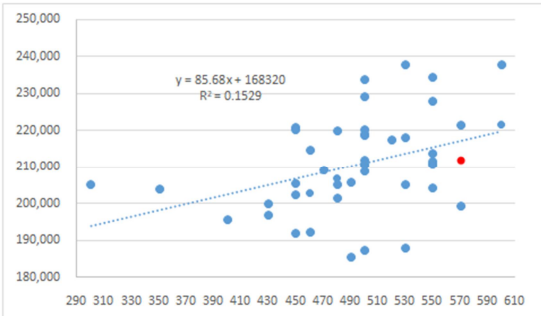
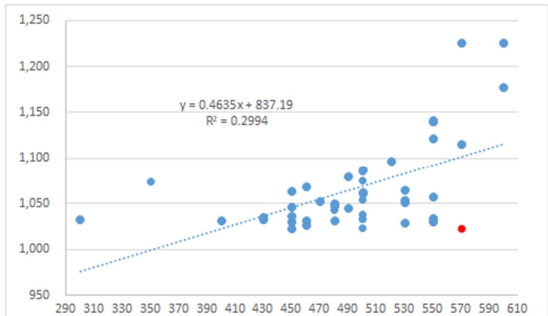
注：1）2025（令和7年）年7月末日現在の数値である。

9 公衆浴場入浴料金改定案について

(非公開)

(参考) 入浴料金と収入の相関 (N=47)

※赤点=高知県

入浴料金 改定案	きまって支給する給与額との相関図	最低賃金との相関図
500 円	 $y = 88.301x + 167150$ $R^2 = 0.1566$	 $y = 0.5008x + 819.46$ $R^2 = 0.3371$
530 円	 $y = 87.822x + 167330$ $R^2 = 0.1562$	 $y = 0.4882x + 825.37$ $R^2 = 0.323$
550 円	 $y = 86.955x + 167730$ $R^2 = 0.1549$	 $y = 0.4769x + 830.76$ $R^2 = 0.3118$
570 円	 $y = 85.68x + 168320$ $R^2 = 0.1529$	 $y = 0.4635x + 837.19$ $R^2 = 0.2994$

公衆浴場概要

1 定義

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。

2 適用

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。

(1)一般公衆浴場

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和 21 年 3 月勅令第 118 号）によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」がある。

(2)その他の公衆浴場

保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等がある。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

発令：昭和 32 年 9 月 12 日厚生省令第 38 号

最終改正：平成 12 年 3 月 30 日号外厚生省令第 57 号

改正内容：平成 12 年 3 月 30 日号外厚生省令第 57 号[平成 13 年 1 月 6 日]

（公衆浴場入浴料金）

第一条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 十二才以上の者についての入浴料金
- 二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金
- 三 六才未満の者一人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和三十年三月厚生省告示第五十八号の廃止）

第三条 昭和三十年三月厚生省告示第五十八号〔公衆浴場入浴料金指定〕は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五〇年五月九日厚生省令第二一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○高知県公衆浴場入浴料金審議会条例

昭和 38 年 10 月 1 日条例第 29 号
平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号改正

（設置）

第 1 条 知事の諮問に応じて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）の適用を受ける公衆浴場入浴料金の適正な価格を審議するため、高知県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者の代表
- (3) 公衆浴場関係の団体の役職員

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

○公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止

令和 5 年 9 月 22 日告示第 618 号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）第 2 条の規定に基づき、公衆浴場（高知県公衆浴場法施行条例（昭和 25 年高知県条例第 34 号）第 2 条第 2 項に規定するその他の公衆浴場及び高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成 24 年高知市条例第 40 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定するその他の公衆浴場を除く。）の入浴料金の価格を次のとおり定め、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 11 月高知県告示第 628 号（公衆浴場の入浴料金の価格の定め及び告示の廃止）は、令和 5 年 9 月 30 日限り廃止する。

公衆浴場入浴料金の統制額

区分	金額
12歳以上の者	450円
6歳以上12歳未満の者	150円
6歳未満の者	60円

県の公衆浴場対策

高知県公衆浴場施設整備費等補助金（補助率 営業者 1/3、市町村 1/3、県 1/3）

令和8年度予算額 123,000 円

1 目的

県は、公衆浴場の経営の安定を図り、もって住民の保健衛生の保持に寄与するため市町村（高知市を除く。以下「補助事業者」という。）が行う公衆浴場施設整備費等補助事業に要する経費について補助する。

2 「公衆浴場施設整備費等補助事業」とは

（1）施設整備に関する事業

公衆浴場を経営する者（以下「営業者」という。）が、循環ろ過機、排湯熱交換機、風呂釜、バーナー、煙突、配管、貯水タンク、空調機、電気・泡・超音波風呂設備、給水湯設備、サウナ、太陽熱利用温水設備、塩素注入装置、遊離残留塩素濃度連続測定装置又は全自動塩素注入ユニットを新設又は更新する事業及び浴室内又は更衣室等入浴者の利用する室内を改装又は増設（以下「内装」という。）する事業に補助する事業をいう。ただし、工事費が10万円に満たない内装については、この事業に含まない。

（2）施設修繕に関する事業

営業者が、浴槽、風呂釜、ボイラー、循環ろ過器、バーナー、煙突、配管、貯水タンク、燃料タンク、空調機、給水等設備、サウナ、シャワー設備、浴室内又は更衣室等入浴者の利用する室内を修繕又は補修する事業に補助する事業をいう。ただし、請負工事費が1万円未満の補修修繕又は1万円未満の原材料の購入経費については、この事業に含まない。

3 補助額

（1）施設整備に関する事業

設 備 名	限 度 額（万円）
循 環 ろ 過 機	9 0
排 湯 熱 交 換 機	4 0
風 呂 釜	1 4 0（内釜のみは、7 0）
バ ー ナ ー	5 0
煙 突	8 0
配 管	5 0
内 装	1 6 0
貯 水 タ ン ク	3 0
空 調 機	1 0 0
電 気 ・ 泡 ・ 超 音 波 風 呂 設 備	5 0
給 水 湯 設 備	1 5 0
サ ウ ナ	1 6 0
太 陽 熱 利 用 温 水 設 備	6 0
塩 素 注 入 装 置	1 5
遊 離 残 留 塩 素 濃 度 連 続 測 定 装 置	6 0
全 自 動 塩 素 注 入 ユ ニ ッ ト	1 2 0

（2）施設修繕に関する事業

30 万円